

## 平成25年第3回江差町議会臨時会資料

資料1：江差町税条例の一部改正の概要【承認第1号関係】	.....	P 1
資料2：江差町税条例の一部を改正する条例新旧対照表【承認第1号関係】	.....	P 3
資料3：江差町国民健康保険税条例の一部改正概要【承認第2号関係】	.....	P 14
資料4：江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表【承認第2号 関係】	.....	P 16
資料5：平成25年度緊急雇用創出推進事業（起業支援型雇用創造事業）概要【承認 第3号関係】	.....	P 22
資料6：配水管移設工事平面図【承認第4号関係】	.....	P 23
資料7：消防救急デジタル無線整備実施設計資料【議案第1号関係】	.....	P 24



# 江差町税条例の一部改正の概要

## 改正概要

### 【町民税関係】

- 第34条の7 関係 (寄附金税額控除)
  - 1 ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直し  
 《平成26年度以後の年度分について適用》  
 平成25年から復興特別所得税が課税され、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合は、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることによるふるさと寄附金に係る特別控除額の見直し。  
 平成26年度から平成50年度までの個人住民税について、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、復興特別所得税率(2.1%)を乗じて得た率を加算するもの。

- 附則第7条の3の2関係 (個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)

- 2 個人住民税における住宅ローン控除の見直し  
 消費税率引上げに伴う影響を平準化する観点から、特例的な措置として、所得税の住宅ローン控除の適用者(平成26年から平成29年までの入居者)について、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するもの。

居住年	現行 (～平成25年12月)	平成26年1月～3月	平成26年4月～ 平成29年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円)	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円)	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)

(注) 平成26年4月から平成29年12月までの金額は、消費税率が8%又は10%である場合(被災者の住宅ローンを含む。)の金額であり、それ以外の場合における控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)

- 附則第22条の2関係 (東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

- 3 東日本大震災に係る被災居住用財産の譲渡に係る特例  
 東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者の相続人(当該家屋に居住していた者に限る。)が当該家屋の敷地を譲渡した場合に、当該相続人が次の居住用財産の譲渡に係る特例の適用を受けることができるもの。
  - ① 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
  - ② 居住用財産の譲渡所得の特別控除
  - ③ 特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例
  - ④ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
  - ⑤ 特定の居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

### 【固定資産税関係】

- 第54条第5項関係 (固定資産税の納税義務者等)

- 1 固定資産税の納税義務者の特例の廃止  
 独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に伴う仮換地等に係る固定資産税の納税義務者の特例措置を廃止するもの。

改正税目等

- 【特別土地保有税関係】
  - 第131条第4項関係  
(特別土地保有税の納税義務者等)
- 【延滞金関係】
  - 附則第3条の2関係  
(延滞金の割合等の特例)
  - 附則第4条関係  
(納期限の延長に係る延滞金の特例)

改正

1 特別土地保有税の納税義務者の特例の廃止  
 独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に伴う仮換地等に係る特別土地保有税の納税義務者の特例措置を廃止するもの。

1 延滞金及び還付加算金の利率の見直し  
 国税における延滞金及び還付加算金の見直しに伴い、地方税に係る延滞金・還付加算金の利率を引き下げるもの。

概要

《平成25年度以後の年度分について適用》  
 《平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金等について適用》

内容	本則	現行の特例 (公定歩合+4%)	特例の見直し案 (14.6%については、特例の創設) (特例基準割合) 貸出約定平均金利+1% + 7.3% (早期納付を促す)	【参考】 (貸出約定平均金利の年平均が1%の場合)
延滞金	14.6%	—	(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1% + 7.3% (早期納付を促す)	9.3%
1ヶ月以内等	7.3%	4.3%	(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1% + 1% (早期納付を促す)	3.0%
徴収の猶予等	2分の1の免除 (7.3%)	4.3%	(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1%	2.0%
還付加算金	7.3%	4.3%	(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1%	2.0%

※ 特例基準割合：国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年10月～前年9月における平均に、1%を加算した割合

江差町税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項 <u>に定めるところにより計算した金額とする。</u></p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業 <u>人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行なう旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第1号イの事業を含む。)</u>の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて、仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によつて管理する土地で、当該施行者以外の者が、</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) <u>に定めるところにより計算した金額とする。</u></p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業 <u>の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて、仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によつて管理する土地で、当該施行者以外の者が、</u></p>

江差町税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合において、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することのできることとなつた日から、換地処分の日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては、当該仮換地等に対応する従前の土地について、登記簿又は土地補充課税台帳に、所有者として、登記又は登録されている者をもつて、仮使用地にあつては、土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が、登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて、当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。</p> <p>6 (略)</p> <p>(特別土地保有税の納税義務者等)</p> <p>第131条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 土地区画整理法による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。）又は土地改良法による土地改良事業（<u>独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。</u>）の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地又は一時利用地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があつ</p>	<p>仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合において、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することのできることとなつた日から、換地処分の日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては、当該仮換地等に対応する従前の土地について、登記簿又は土地補充課税台帳に、所有者として、登記又は登録されている者をもつて、仮使用地にあつては、土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が、登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて、当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。</p> <p>6 (略)</p> <p>(特別土地保有税の納税義務者等)</p> <p>第131条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 土地区画整理法による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。）又は土地改良法による土地改良事業</p> <hr/> <p>の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地又は一時利用地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があつ</p>

江差町税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>た場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することとできるときは、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得又は所有をもつて当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。</p>	<p>た場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することとできるときは、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得又は所有をもつて当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。</p>
<p>5・6 (略)</p>	<p>5・6 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(延滞金の割合等の特例)</p>	<p>(延滞金の割合等の特例)</p>
<p>第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、<u>第52条</u>、第53条の1第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項第139条第2項及び第140条第2項に規定する延滞金の<u>年7.3パーセントの割合</u>及び<u>年7.3パーセントの割合</u>は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、<u>第53条の1第2項</u>、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項第139条第2項及び第140条第2項に規定する延滞金の<u>年14.6パーセントの割合</u>及び<u>年7.3パーセントの割合</u>は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ</p>
<p>_____ )とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>_____ )が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、<u>年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセント割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセント割合を加算した割合（当該加算した割合が7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p> <p>2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>同条</u></p>

江差町税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法（<u>第15条第1項</u>（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（以下本項</p> <hr/> <p>間」という。）内（申告基準日が特例期間内に到来する法人税額の課税標準の算定期間に係る町民税で、法人税法第75条の2第1項（同法第145条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が特例期間後に到来するものに係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条の規定にかかわらず当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち、年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合を乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には年12.775パーセントの割合）とする。</p>	<p>の規定にかかわらず、<u>特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</u></p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）<u>第15条第1項</u>（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（申告基準日が特例期間内に到来する法人税額の課税標準の算定期間に係る町民税で、法人税法第75条の2第1項（同法第145条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が特例期間後に到来するものに係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち、年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合を乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には年12.775パーセントの割合）とする。</p>



江差町税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>2 (略)</p> <p>(公益法人等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第9項までの規定によりのみならず適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。</p> <p>[個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除]</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年度分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。)においては、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項</p> <p>_____に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第3条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(寄附金税額控除における特別控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者</p>	<p>2 (略)</p> <p>(公益法人等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項までの規定によりのみならず適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。</p> <p>[個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除]</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年度分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。)においては、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第3条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(寄附金税額控除における特別控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者</p>

江差町税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する 場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額 及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の 所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第 17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条 の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特 例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項 ところにより計算した金額とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合) 第10条の2 (略)</p> <p>2 附則第15条第10項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る 町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の 納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第3 3条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の 5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2か ら第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、 第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住 宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特</p>	<p>が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する 場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額 及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の 所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第 17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条 の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特 例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第 5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定める ところにより計算した金額とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第6号等)の条例で定める割合) 第10条の2 (略)</p> <p>2 法附則第15条第9項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る 町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の 納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第3 3条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の 5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は 第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、 第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住 宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特</p>

江差町税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>例)</p> <p>第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次頁において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次頁において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条規定を適用する。</p>	<p>例)</p> <p>第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次頁において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次頁において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次頁において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条規定を適用する。</p>



江差町税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>する旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</p> <p>（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）</p> <p>第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「<u>法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項</u>」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「<u>法附則第5条の4第6項</u>」と、「<u>法附則第5条の2</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第45条第3項</u>」と、「<u>法附則第5条の4の2第5項</u>」と、同条第2項第2号中「<u>租税特別措置法第41条の2の2</u>」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「<u>法附則第5条の4の2第5項</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第45条第3項</u>」と、「<u>法附則第5条の4の2第5項</u>」と、同条第2項第2号中「<u>租税特別措置法第41条の2の2</u>」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた</p>	<p>する旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</p> <p>（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）</p> <p>第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「<u>租税特別措置法第41条又は第41条の2の2</u>」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「<u>法附則第5条の4第6項</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項</u>」と、附則第7条の3の2第1項中「<u>租税特別措置法第41条又は第41条の2の2</u>」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「<u>法附則第5条の4第6項</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第45条第4項</u>」と、「<u>法附則第5条の4の2第6項</u>」と、同条第2項第2号中「<u>租税特別措置法第41条の2の2</u>」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「<u>法附則第5条の4の2第6項</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第45条第4項</u>」と、「<u>法附則第5条の4の2第6項</u>」と、同条第2項第2号中「<u>租税特別措置法第41条の2の2</u>」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第1.3条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた</p>

江差町税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、  <u>附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「<u>法附則第5条の4の2第5項</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項</u>」とする。</u></p>	<p>場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、  <u>附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「<u>法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>」とする。</u></p>

【別記1】

改正前

(新設)

改正後

<p>附則第17条第1項</p>	<p>第35条第1項</p>	<p>第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）</p>
<p>同法第31条第1項</p>	<p>同法第31条第1項</p>	<p>租税特別措置法第31条第1項</p>
<p>附則第17条の2第3項</p>	<p>第35条の2まで、第36条の2、第36条の5</p>	<p>第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2又は第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）</p>
<p>附則第17条の3第1項</p>	<p>租税特別措置法第31条の3第1項</p>	<p>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項</p>
<p>附則第18条第1項</p>	<p>第35条第1項</p>	<p>第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）</p>
<p>同法第32条第1項</p>	<p>同法第32条第1項</p>	<p>租税特別措置法第32条第1項</p>

# 江差町国民健康保険税条例の一部改正の概要

改正税目等	改正概要
-------	------

○ 第5条の2関係  
(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

1 国民健康保険の特定世帯に係る平等割額の軽減割合の見直し  
 国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間4分の1減額するもの。

(1) 保険税軽減制度に係る特例

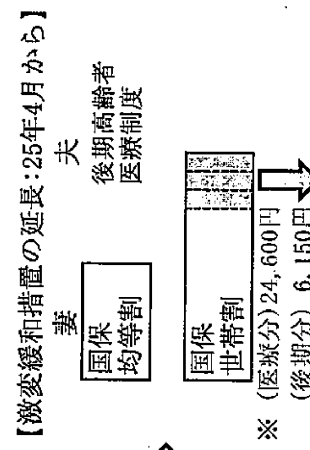
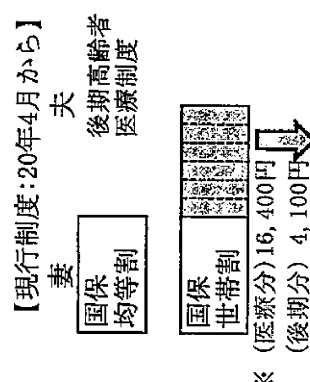
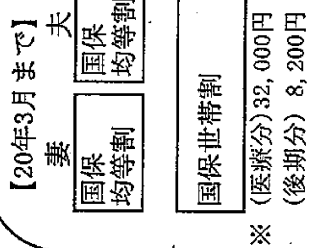
軽減を受けている世帯について、従前と同様の軽減措置を受けることができよう、特定同一世帯所属者を含めて軽減対象基準額を算定することとしている措置について、期限を区切らない恒久措置とするもの。

(例) 2割軽減の場合で夫婦2人世帯 (夫 (世帯主) : 75歳以上、妻75歳未満) の場合  
 【20年3月まで】『(35万円×世帯に属する被保険者数)+33万円』以下  
 【現行制度】『(35万円×(世帯に属する被保険者数と特定同一世帯所属者の合計数))+33万円』以下



(2) 世帯割に係る配慮

国保からの移行により単身世帯 (特定世帯) となる者については、現行では最初の5年間のみ世帯割額を半分とする軽減措置であったが、それに加え、その後3年間軽減割合を現在の半分 (1/4) 軽減する措置を講じるもの。



注: ※印は、参考として平成24年度の江差町における世帯割額 (医療分32,800円・後期分8,200円 (軽減なしの世帯)) を当てはめ算定

最初の5年間:1/2の軽減措置  
 その後3年間:1/4の軽減措置



改正税目等	改正概要
<p>○ 附則第16項関係  (東日本大震災に係る被災  居住用財産の敷地に係る譲  渡期限の延長の特例)</p>	<p>1 東日本大震災に係る被災居住用財産の譲渡をした者に係る課税の特例  現行制度に加え、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に  限る。）が当該家屋の敷地を譲渡した場合に、当該相続人が居住用財産の譲渡に係る特例の適用を受けれることとなったこ  とから、国民健康保険税の所得割についても、これに準じ算定するもの。</p>

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の間）に限り、<u>一旦以後継続して同一の世帯に属するもの</u>をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯</p> <p>_____（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ <u>以外の世帯</u> 32,800円</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯<u>以外</u> _____ の世帯 8,200円</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日</p> <p>_____ <u>以後継続して同一の世帯に属するもの</u>をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯<u>であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）</u>以外の世帯 32,800円</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>特定継続世帯</u> 24,600円</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯<u>及び特定継続世帯以外</u>の世帯 8,200円</p> <p>(2) (略)</p>

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>(徴収の特例)</p> <p>第21条 国民健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等町税所得割額が確定しないため、当該年度分の国民健康保険税額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において普通徴収の方法によつて徴収すべき国民健康保険税に限り、国民健康保険税の納税者について、その者の前年度の国民健康保険税額を、当該年度の納期の数で除して得た額（町長が必要と認める場合においては、当該前年度の国民健康保険税額を、当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において、町長が定めた額とする。）をそれぞれの納期に係る国民健康保険税として徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が500,000円を超える場合には500,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が130,000円を超える場合には130,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が100,000円を超える場合には、100,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条</p>	<p>(3) 特定継続世帯 6,150円</p> <p>(徴収の特例)</p> <p>第21条 国民健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が確定しないため、当該年度分の国民健康保険税額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において普通徴収の方法によつて徴収すべき国民健康保険税に限り、国民健康保険税の納税者について、その者の前年度の国民健康保険税額を、当該年度の納期の数で除して得た額（町長が必要と認める場合においては、当該前年度の国民健康保険税額を、当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において、町長が定めた額とする。）をそれぞれの納期に係る国民健康保険税として徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が500,000円を超える場合には500,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が130,000円を超える場合には130,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が100,000円を超える場合には、100,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条</p>

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 15,120円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定世帯以外 の世帯 22,960円</li> <li>・特定世帯 11,480円</li> </ul> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,780円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定世帯以外 の世帯 5,740円</li> <li>・特定世帯 2,870円</li> </ul> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,900円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,900円</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者1人につき、245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>	<p>第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 15,120円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 22,960円</li> <li>・特定世帯 11,480円</li> <li>・特定継続世帯 17,220円</li> </ul> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,780円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,740円</li> <li>・特定世帯 2,870円</li> <li>・特定継続世帯 4,305円</li> </ul> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,550円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,900円</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者1人につき、245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,800円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定世帯以外 の世帯 16,400円</li> <li>・特定世帯 8,200円</li> </ul>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,800円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,400円</li> <li>・特定世帯 8,200円</li> <li>・特定継続世帯 12,300円</li> </ul>
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,700円</p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,700円</p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定世帯以外 の世帯 4,100円</li> <li>・特定世帯 2,050円</li> </ul>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,100円</li> <li>・特定世帯 2,050円</li> <li>・特定継続世帯 3,075円</li> </ul>
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,250円</p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,250円</p>
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,500円</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該</p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,500円</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該</p>

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,320円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定世帯以外 の世帯 6,560円</li> <li>・特定世帯 3,280円</li> </ul> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,080円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定世帯以外 の世帯 1,640円</li> <li>・特定世帯 820円</li> </ul> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,300円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,400円</p> <p>附 則</p> <p>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</p>	<p>当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,320円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,560円</li> <li>・特定世帯 3,280円</li> <li>・特定継続世帯 4,920円</li> </ul> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,080円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,640円</li> <li>・特定世帯 820円</li> <li>・特定継続世帯 1,230円</li> </ul> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,300円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,400円</p> <p>附 則</p> <p>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</p>

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項（附則第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</p>	<p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第4項（附則第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第4項中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。））」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</p>

## 「平成25年度緊急雇用創出推進事業」(起業支援型雇用創造事業)概要

No.	事業名	計画事業費 (円)	うち人件費 (円)	延人日 (日)	雇用者 数 (人)	事業内容	委託先企業 等名
1	地場産品を活用した魅力ある特産品開発事業	4,128,281	3,336,581	480	2	地域の食に関すること。 地域特産品の開発や販路の拡大に関すること。	(有)グリーンネット・恵
2	新幹線の開業を見据えた観光ホスピタリティの向上対策推進事業	1,857,291	1,668,291	240	1	街なかガイドの養成、観光拠点施設のセンター機能の構築、ボランティアガイドの育成に関すること。	(株)舞台派遣
3	地域住民農産物の加工・流通・販売体制確立	4,210,831	3,150,331	360	2	地域生産者の農産物・加工品を中心とした流通体制の整備、農産加工品の商品開発と販路開拓、市場調査・顧客の声・専門家のアドバイスを取り入れた商品開発、6次産業化の体制づくり	(株)ベンリー1
計		10,196,403	8,155,203	1,080	5		





消防救急デジタル無線整備実施設計負担金（積算）

1 整備費用額（基本設計終了時点）

（単位：千円）

区 分	単独整備費用額 (A)	共同整備費用額 (B)	総費用額 (A+B)	負担割合
江 差 町	87,266	140,113	227,379	13.83%
上ノ国町	48,930	93,408	142,338	8.66%
厚沢部町	306,820		306,820	18.66%
乙 部 町	182,227		182,227	11.08%
奥尻町	249,648		249,648	15.19%
今金町	140,269		140,269	8.53%
せたな町	395,388		395,388	24.05%
合 計	1,410,548	233,521	1,644,069	100.00%

※ (B) 江差町・上ノ国町の共同整備費  
 受益者按分 … 江差町 60%  
 … 上ノ国町 40%

2 各町負担額

実施設計予算額 43,373千円

■各町負担金内訳

（単位：千円）

区 分	各町負担金額	積算
江 差 町	5,999	実施設計予算額×負担割合
上ノ国町	3,756	〃
厚沢部町	8,093	〃
乙 部 町	4,806	〃
奥尻町	6,588	〃
今金町	3,700	〃
せたな町	10,431	〃
合 計	43,373	〃

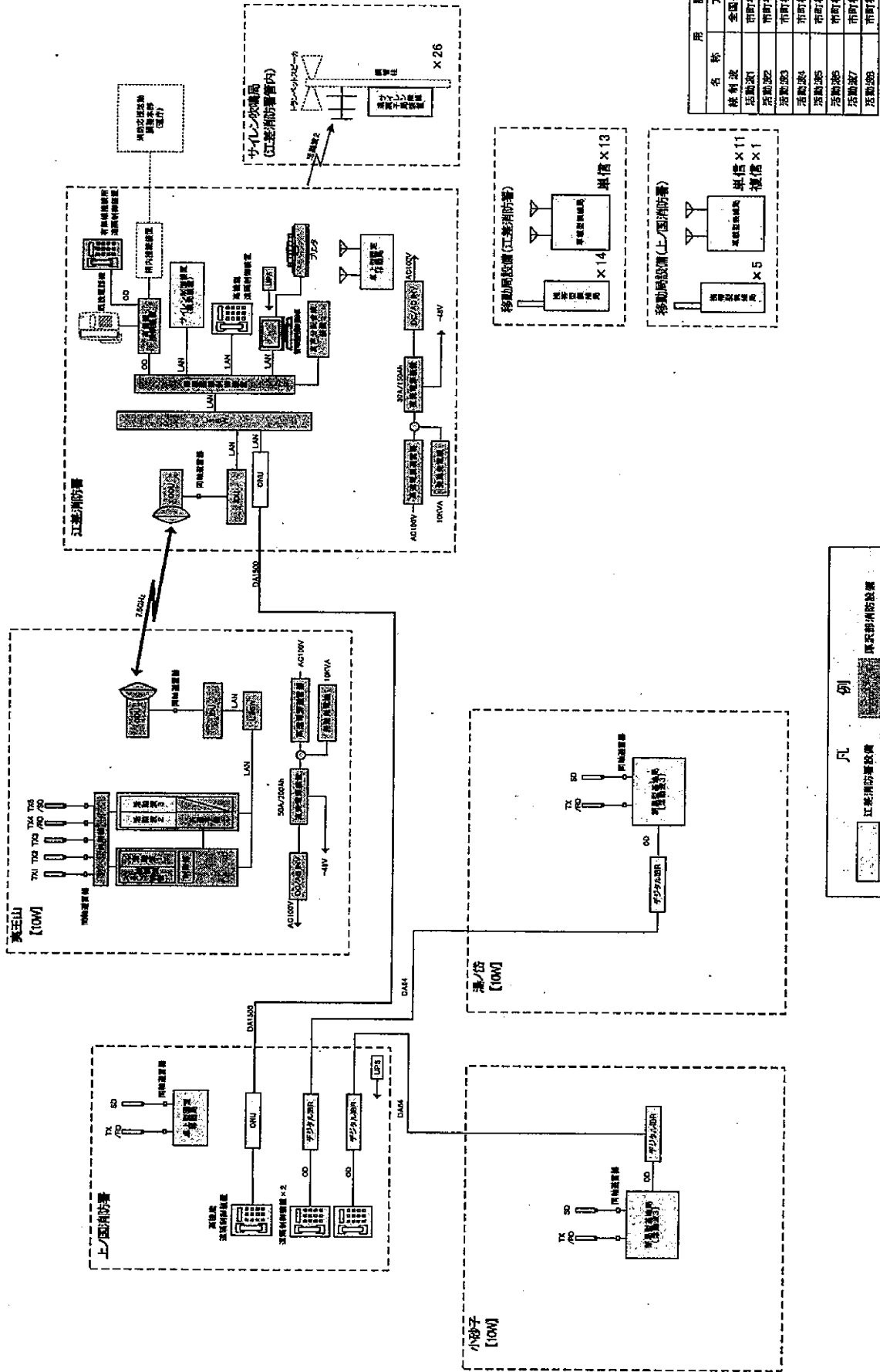
# 檜山広域行政組合消防本部 デジタル消防救急無線施設実施設設計工程案

別 紙

工期：平成25年5月～平成26年1月

月 日	日 付	平成25年度												備 考			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
工 程																	
入札・契約			■														
総合通信局事前協議		■															
資料収集作業			■														
現地調査				■													
基地局の置局設計				■													
アプローチ回線の設計					■												
システム設計						■											
設計図面作成							■										
概算事業費積算書の作成								■									
整備費積算書の作成									■								
機器発注仕様書(案)の作成										■							
工事仕様書(案)の作成											■						
完成図書の作成												■					
納入・検収														■			
実施設計業務																	
二つ併せて据付調整工事仕様書(案)の作成となる																	
記 事 欄																	

# 江差・上ノ国消防署システム系統図(案)



名称	アノウ名称
無線機	全国共通機
無線機	消防用機(組合機)
無線機	消防用機(江差用)
無線機	消防用機(上ノ国用)
無線機	消防用機(厚沢用)
無線機	消防用機(乙狩用)
無線機	消防用機(湯沢用)
無線機	消防用機(寺田用)
無線機	消防用機(せら用)

承認	NON	承認	江差・上ノ国消防署システム系統図(案)
承認	NON	承認	江差・上ノ国消防署システム系統図(案)
承認	NON	承認	江差・上ノ国消防署システム系統図(案)
承認	NON	承認	江差・上ノ国消防署システム系統図(案)

江差消防署設備	江差消防署設備	江差消防署設備
上ノ国消防署設備	上ノ国消防署設備	上ノ国消防署設備
共通運用設備	共通運用設備	共通運用設備
携帯端末機	携帯端末機	携帯端末機
携帯端末機	携帯端末機	携帯端末機
携帯端末機	携帯端末機	携帯端末機
携帯端末機	携帯端末機	携帯端末機
携帯端末機	携帯端末機	携帯端末機